⑶　担保物その他重要物件の現物監査に当たっては、保管の責任者を立ち会わせて、特に的確迅速に行うとともに紛失等の事故がないよう留意すること。
⑷　事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正であるよう努めること。
⑸　職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。
（監査員証の掲示）
第７条　監査員は、実地監査の着手に当たり協会員に別に定める様式による監査員証を掲示するものとする。
（監査終了の報告）
第８条　監査員は、監査が終了したときは、速やかにその結果を会長に書面により報告しなければならない。
（監査終了の通知）
第９条　本協会は、監査が終了したときは、その結果を協会員に書面により通知する。
（協会員の改善状況等の報告）
第10条　協会員は、本協会から監査の結果を業務改善に活用する態勢の整備等について報告を求められた場合は、本協会が指定する期日までにその改善状況等に関する報告書を提出しなければならない。
（監督官庁との連携）
第11条　本協会は、適切かつ効率的な監査を行う観点から、監督官庁と密接な連携を図るため、以下の事項について、原則として四半期ごとに意見交換等を行うものとする。
⑴　監査上の留意事項等
⑵　年度監査計画に基づく監査対象協会員等
⑶　監査の結果及び協会員からの改善状況等
２　本協会は、監督官庁が法に基づく検査を実施し、当該検査の結果について、被検査協会員に検査結果通知書を交付したときは、被検査協会員に当該検査結果通知書の写しを提出させるものとする。
（検査結果通知書（写し）の取扱い）
第12条　本協会は、前条第２項により、協会員から提出を受けた検査結果通知書（写し）及び当該通知書に基づき本協会が作成した文書等については、当該通知書の重要性等に鑑み、「情報取扱規程」第５条第１項⑴の規定に基づく「極秘文書」（最小限の担当者以外の目や耳に触れる可能性を極限まで排除すべきもの。）として、秘密保持などその取扱いに十分留意するものとする。
２　前項の規定を確保するため、検査結果通知書（写し）を提出した協会員であるか否かを問わず、各協会員と利害関係を有する役職員（現に協会員又はその関係機関に所属している者）については、当該通知書に関して、閲覧を含む、一切の関与（目や耳に触れる可能性）を認めないものとする。

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この規則は、平成26年９月11日から改正施行する。
（注）　改正条項は、次のとおりである。
第11条第２項及び第12条を新設。

研修規則

第１章　総則

（目的）
第１条　この規則は、貸金業の業務に従事する者の資質の向上により、資金需要者等の利益の保護を図ることを目的として、日本貸金業協会（以下「本協会」という。）が実施する定款第５条第１項第７号に規定する研修について、必要な事項を定める。
（研修の公平、中立及び適正性の確保等）
第２条　本協会は、本協会が実施する研修の公平、中立及び適正性を確保するよう努めるものとする。
（運用細則）
第３条　本協会は、研修の実施に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第２章　研修委員会

（委員会の設置）
第４条　定款第50条第10項及び第51条第９項の規定に基づき、自主規制会議及び貸金戦略会議のもとに研修委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（委員会）
第５条　委員会は、定款第５条第１項第７号に規定する業務及びその他必要な業務について、自主規制会議若しくは貸金戦略会議の諮問に応じ又は自主規制会議若しくは貸金戦略会議に意見を述べることができる。
（業務）
第６条　委員会の業務は、次の各号に掲げる事項とする。
⑴　研修の基本方針及び各年度の事業計画策定に関する事項
⑵　行政庁又は協会員から受けた要請への対応に関する事項
⑶　研修の実施結果の集計及び分析並びに自主規制会議又は貸金戦略会議に対する報告に関する事項
⑷　研修の公平、中立及び適正性の確保に関する事項
⑸　研修講師の選定に関する事項
⑹　テキスト等、研修を実施するにあたり必要な教材の制作に関する事項
⑺　受講料の額及びその徴収の有無に関する事項
⑻　研修に関する事務を業者に委託する場合における業者の適格性の調査等に関する事項
⑼　研修内容の見直しに関する事項
⑽　前各号に掲げるもののほか、第１条に規定する研修の目的を達成するために必要な事項
（構成）
第７条　委員会は、自主規制会議又は貸金戦略会議の委員、協会員（法人協会員の場合は、その代表者）、協会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。但し、自主規制会議の委員から１名以上、貸金戦略会議の委員から１名以上を選任しなければならない。
（委員）
第８条　委員会委員は、理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。なお、委員会委員の候補者の推薦は、「人事推薦合同委員会規則」に定めるところによる。
２　委員の数は、11人以内とする。
３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠又は増員された委員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
４　委員は、その任期が満了後においても、後任の委員が選任されるまでは、前任の委員がその職務を継続して執行する。
（委員長及び副委員長）
第９条　委員会に委員長１人及び副委員長１人又は若干人を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員会の委員のうちから、委員の互選によりこれを選任する。
３　委員長は、会議の議長となり、自主規制会議又は貸金戦略会議の諮問事項について、自主規制会議又は貸金戦略会議に報告し又は意見を述べる。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。
（委員会の招集）
第10条　委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。
（定足数）
第11条　委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。
（議決）
第12条　委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
２　委員は、それぞれ１個の議決権を有する。ただし、委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。
（書面等による委員会）
第13条　委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。
２　前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。
（委員以外の者の出席）
第14条　委員長は、必要があると認めるときは、委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
（議事録）
第15条　委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び委員会に出席した委員のうちから選任された議事録署名人２名以上がこれに署名押印するものとする。